

日野市

北川原公園ごみ搬入路検討

市民会議

事前説明資料

10月27日(日)開催の市民会議に向けて
これまでの経緯や検討会での議論等を資料にまとめました。
開催当日までにごみ搬入路の違法性解消策や周辺環境改善に関して理解
を深めていただけますと幸いです。
当日は、検討会からの中間報告に沿って参加者の皆様と議論いただければ
と思っております。

北川原公園周辺の将来をより良くする方策を
考えよう！

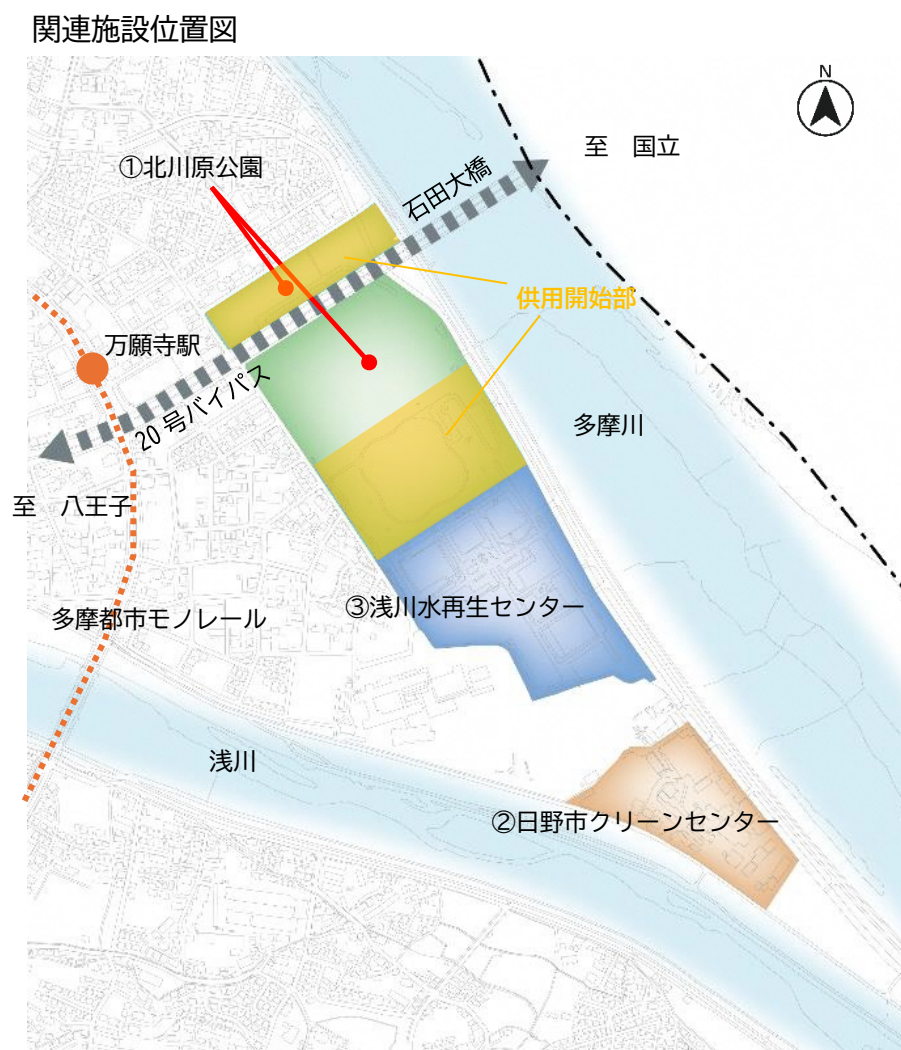


目次

1. 公園、搬入路および周辺の状況について.....	2
(1) 北川原緑地と北川原公園.....	3
(2) 日野市クリーンセンター.....	4
(3) 浅川水再生センター.....	5
2. 住民監査請求及び住民訴訟(裁判)について.....	6
(1) 裁判に至るまでの背景.....	6
(2) 住民監査請求.....	6
(3) 住民訴訟と判決.....	7
(4) 債権放棄.....	8
3. 北川原公園ごみ搬入路違法性解消に向けた検討会.....	9
(1) 検討会の概要.....	9
(2) 検討会の開催概要.....	10
(3) 検討会で議論を行ってきた解消策(案)について.....	11
(4) 解消策案の2案について.....	13
① 搬入路の北側への集約立体化案.....	13
② 現状の南北搬入路の残置活用案.....	15
③ 都市計画変更について.....	15
④ 周辺環境整備について.....	16
(5) 周辺地域との意見交換会について.....	17
(6) 検討会からの中間報告について.....	18
(7) 社会実験について.....	23

1. 公園、搬入路および周辺の状況について

北川原公園や周辺の自然環境や施設の状況は以下の通りである。北川原公園の周辺には、日野市クリーンセンター、浅川水再生センターが立地している。多摩川及び浅川に囲まれた三角地に立地しており、川沿いは自然が多く存在している。



(1) 北川原緑地と北川原公園

浅川水再生センター用地は、昭和 36 年から北川原緑地として都市計画決定されていたが、流域下水道施設として都市計画決定するにあたり、昭和 54 年 1 月に北川原緑地は廃止されることになった。

しかし、ごみ・し尿・下水処理を行う迷惑施設に対する環境改善のため、新たに北川原公園を都市計画決定し、昭和 58 年 9 月よりバイパス上流側用地の用地取得を開始。平成 18 年に用地取得が完了した。



(令和 5 年 8 月実施日野市全市説明会資料より抜粋)

(2) 日野市クリーンセンター

昭和 34 年に日野市衛生処理場として、ごみ焼却、し尿処理を開始した。当時、住宅密集地域や大規模住宅団地の一括したごみの収集及び処理が必要となる一方、化学肥料の普及により肥料の需要が減少し、し尿の処分に苦慮していた。昭和 48 年には地元環境対策の会議体が発足し、昭和 60 年には日野市クリーンセンターに名称変更している。

その後、平成 21 年 3 月に「日野市ごみ処理施設建設計画」を策定し、施設の老朽化への対応のために平成 31 年度中の建て替えを計画していた。平成 24 年に小金井市及び国分寺市から建て替え計画に合わせて可燃ごみを一緒に処理をしてほしい旨の申し出があり、日野市でも検討を行った結果、ごみ処理の広域化を行うべきと判断し、新可燃ごみ施設の整備を実施した。令和 2 年度から新施設の稼働が開始している。

3 市共同処理の実施前後のごみ搬入状況は、下記の通りである。

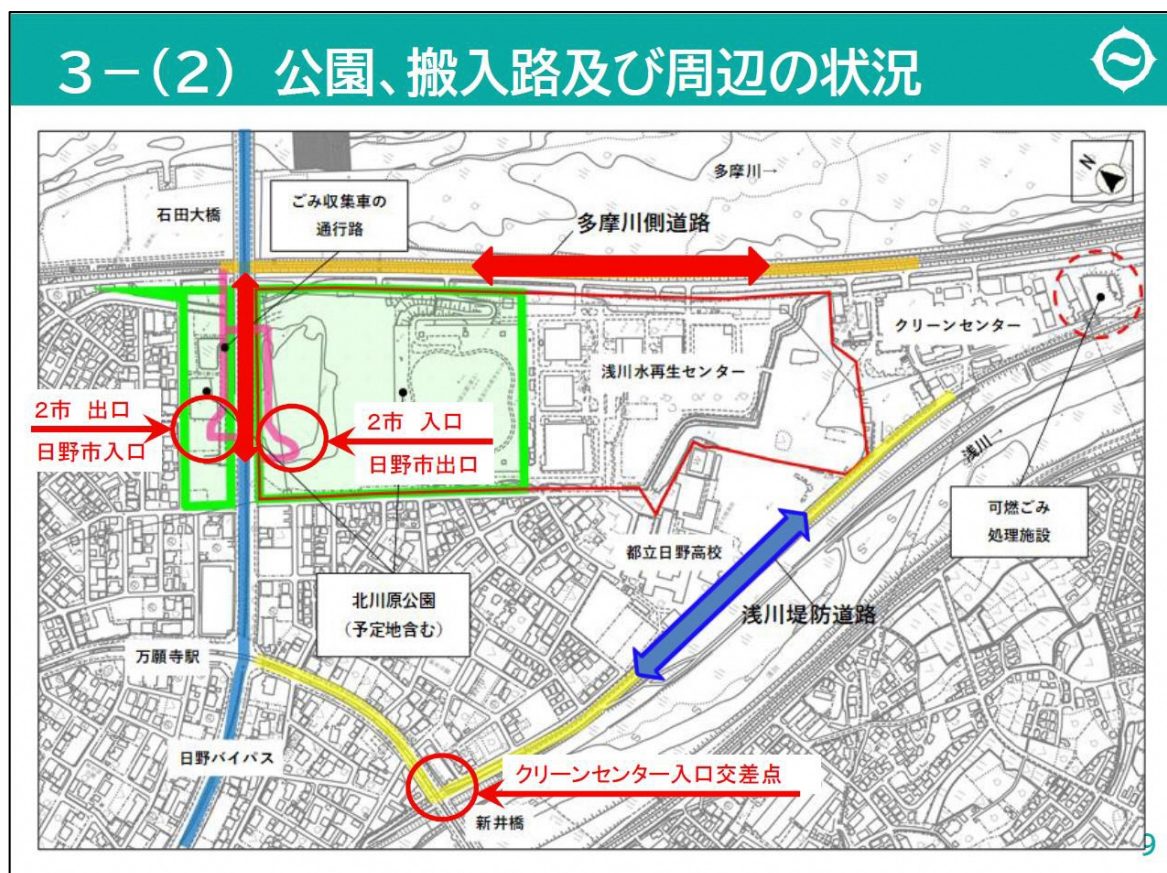
- ・可燃ごみ 3 市共同処理前

浅川堤防ルート：約 160 台/日(市の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等)

- ・可燃ごみ 3 市共同処理後

浅川堤防ルート：約 90 台/日(市の不燃ごみ、資源ごみ等)

多摩川堤防ルート：約 170 台/日(3 市の可燃ごみ)



(令和 5 年 8 月実施日野市全市説明会資料より抜粋)

(3) 浅川水再生センター

急速な都市化に対応するために流域下水道施設の立地が必要となり、日野市の大部分と八王子市の一部を処理区域とし、地理的・地形的に適地である地域として、当該地区が選定された。昭和 54 年 1 月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定され、昭和 55 年に事業認可された。昭和 62 年から建設工事に着手し、平成 4 年より供用し運転を開始した。

水処理施設の上部空間については覆蓋化整備を行い、北川原公園として公園化し、供用開始している（約 3.7ha）。残りの未供用部分の約 4.3ha は、現時点で整備計画等はない。



2.住民監査請求及び住民訴訟(裁判)について

(1) 裁判に至るまでの背景

平成26年1月に日野市、国分寺市、小金井市は3市共同によるごみ処理の覚書が締結され、新可燃ごみ処理施設は日野市のクリーンセンター内に設置し、概ね30年稼働することとなった。また、共同化処理決定以前から歩行者の安全性・騒音・渋滞等の理由から従来の浅川堤防道路のごみ搬入ルートを変更するように地元から要望が出ていたため、都市計画は変更せず北川原公園予定地内に専用路を整備した。その後、「公園兼用工作物利活用計画」を策定し、ごみ搬入路は公園兼用工作物として供用開始した。

(2) 住民監査請求

(1)の背景より、住民側から住民監査請求を受ける。原告団(住民側)の主張として下記4点が挙げられる。住民監査請求を受け、日野市監査委員による監査の結果棄却された。

- ・都市計画の変更手続きを行わずごみ搬入路を設置することは都市計画法違反である
- ・市長の裁量権を逸脱するので公金の支出は違法
- ・北川原公園は迷惑施設が集中する地域の環境改善のために都市計画決定した経緯がある
- ・ごみ搬入路は環境をよくする公園機能と両立しない

3-3 裁判の流れ



② 住民監査請求から住民訴訟へ

【原告(住民側)の主張】

- ・都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置することは都市計画法違法である
- ・市長の裁量権を逸脱するので公金の支出は違法
- ・北川原公園は迷惑施設が集中する地域住民に感謝の意をこめて地域の環境改善のために都市計画決定した
- ・ごみ搬入路は環境をよくする公園機能と両立しない

【住民監査請求】

- ・日野市監査委員による

監査の結果⇒棄却⇒住民訴訟へ(平成28年10月)

(3) 住民訴訟と判決

住民監査請求が棄却され、住民訴訟へと移る。1 審(令和 2 年 11 月)、2 審(令和 3 年 12 月)はともに市が敗訴している。最高裁は市の上告不受理であったため、令和 4 年 9 月に都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であるという内容で判決が確定した。また、市に損害を与えたとして市長個人に約 2.5 億円の支払いが請求されている。判決理由としては、下記 3 点が挙げられている。

- ・通行路はごみ搬入車の通行路で、公園の効用を有するものとは言い難い
- ・(30 年間の使用は)暫定的な利用とは言えない
- ・通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきもの

3-(3) 裁判の流れ



③ 判 決

【住民訴訟】

- ・1 審:市の敗訴、市が控訴 (令和2年11月)
- ・2 審:市の敗訴、市が上告 (令和3年12月)
- ・最高裁:市の上告不受理、判決確定(令和4年 9月)

【内 容】

- ・都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反
- ・市に損害を与えたとして市長個人に約2.5億円の支払い請求せよ

【理 由】

- ・通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言い難い
- ・(30年間の使用は)暫定的な利用とは言えない
- ・通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきもの

判決後に、市は「立ち止まって検討すべき時期があったが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めた」ことを反省し、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きくかかわるものと受け止めている。その後、令和4年10月に原告側と合意書を取り交わしている。合意書の内容は4項目ありその中のひとつ（※下記スライドの赤下線）に沿って、違法状態の解消策を検討することになる。

3 裁判の流れ



④違法性解消に向けて

【原告団との合意書】

1. 北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。広く市民(原告団含む)、研究者、専門家などを募り、市民参加、住民合意のもとに検討をすすめる。
2. 新可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いたことを市長として深く反省し、日野市から「概ね30年間で撤退」する日野市・国分寺市・小金井市3市覚書を再確認し、すみやかに協議を開始する。
3. 脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめる。
4. 市長は、確定した判決の内容、及び上記各項の合意に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求める。市長は、国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に対して判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくる。

16

(4) 債権放棄

最高裁での判決を受け、約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回市議会臨時会に上程した。本件の契約締結については、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、現に不法な利益は得ていない理由から、慎重に議論を重ね全会一致で可決し放棄に至った。

これらの結果を受けて、ごみ搬入路の違法状態の解消に向けた会議体となる検討会を設置し、市民参加、住民合意のもとに検討を進めることとした。

3. 北川原公園ごみ搬入路違法性解消に向けた検討会

(1) 検討会の概要

全市域対象の説明会を全8回開催後、ごみ搬入路の違法状態の解消に向けての検討会を発足し、令和5年10月から月1回程度開催している。検討会の構成は下記の通りである。

・構成メンバー

- 専 門 家 2名（市民参画・都市計画分野、公園・景観分野 各1名）
- 原告団代表 3名
- 公 募 市 民 4名
- 市関係部長 4名

検討会では、議論を進めていくにあたり3つの方針を定めている。

- ① 早期に異常状態の解消を図ること
- ② 行政に対する不信感を払しょくする
- ③ 新たな住民同士の意見対立、紛争を招かない

違法状態の解消策を選定していくにあたっては、北川原公園が都市計画決定された歴史的背景から、同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置、自然豊かな周辺環境の実現が求められていることを踏まえ、技術面・財政面な問題も含めてあらゆる方策を検討し、最適な解決策を導くこととしている。

4 今後の取り組み



②違法性解消に向けた検討会

【内 容】

研究者や専門家を含めた会議体を設置し、市民参加、住民合意のもとに検討をすすめる。

【方 針】

- ①早期に違法状態の解消を図ること
- ②行政に対する不信感を払しょくする
- ③新たな住民同士の意見対立、紛争を招かない

【方 法】

様々な方策を提案、検証し、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図る

(2) 検討会の開催概要

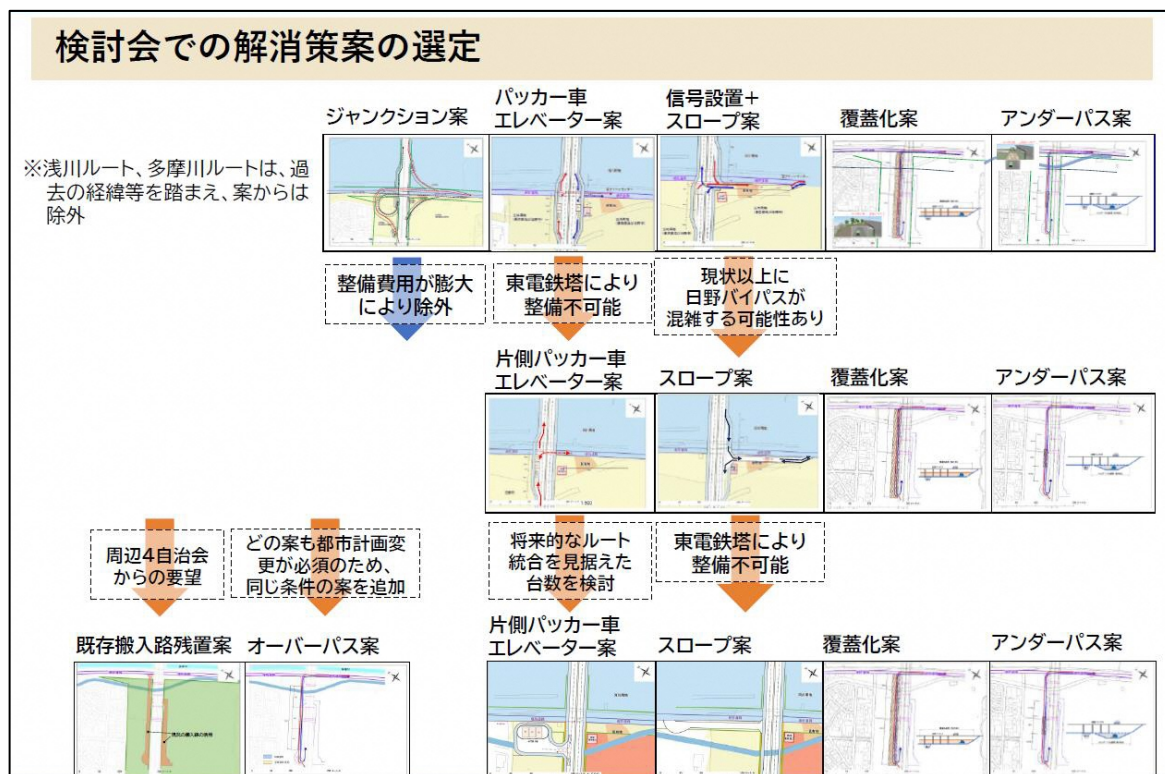
令和5年10月に検討会を発足し、月1回程度開催している。今までに8回開催している。検討会当日は、下記のとおり3部構成で実施している。検討会委員だけでなく傍聴参加者や周辺自治会代表の意見も可能な限り反映できる様にプログラムを実施している。

検討会の概要			
■ 検討会当日のプログラム			
	実施事項	参加者	開催時の写真
①	現地見学会 学識、市職員と現地を確認し、検討会で話すポイントなどについて 実際に見ながら共有 します。 ※参加は自由とします。	検討会委員・傍聴から 自由参加	
②	検討委員会 現在の 違法性を解決する案についてあらゆる方策を検討 したうえで、最善とされる解決策を決定します。 ※オンライン配信する	検討会委員 (周辺自治会代表)	
③	振り返り 違法性解消に関する事項に限らず、 広域な視点でざっくばらんに話し合 います。※オンライン配信なし	検討会メンバー + 地域住民希望者から 自由参加	

また議論を行う中で、単にごみ搬入路の違法性だけでなく北川原公園や周辺も含めた広い視点での議論が必要となった。そのため、クリーンセンター周辺地域の環境改善に関する提案についても議論を行っている。

(3) 検討会で議論を行ってきた解消策(案)について

検討会当初は技術的・財政的な問題も含めてありとあらゆる方策から議論をスタートさせた。当初7案からスタートし、検討会等で議論を重ね、解消策の候補の2案まで絞り込みを行った。下記に当初案からの解消策の変遷を示す。

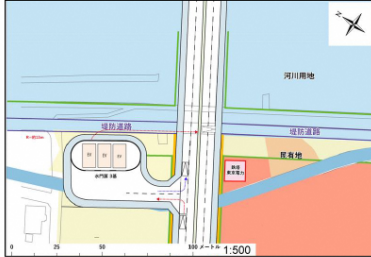


これらの変遷を踏まえて解消策案から4案除外した。各案の除外理由は次ページに示す。

検討会での解消策案の選定

● 解消策から除外した理由

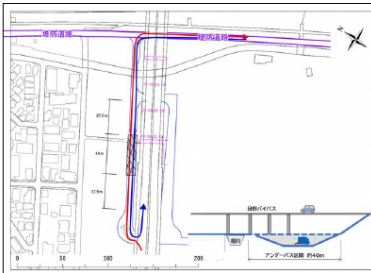
■ シンボルタワー+エレベーター案



<理由>

- ・将来的な搬入ルートとの統合を見据えると、エレベーターが3機必要
- ・浸水想定区域に機械設備を入れるのは良くない
- ・点検や耐用年数での交換など必要経費が膨大になる

■ アンダーパス案



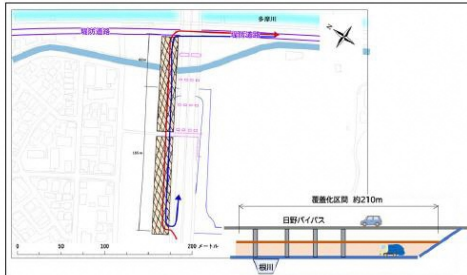
<理由>

- ・氾濫時の貯水機能の役割は限定的
- ・アンダーパス区間のほとんどが、南側の広場と往来できない部分であり効果も限定的
- ・地下化以外の部分は、高低差があり公園内の設置は危険であり、上部からごみなどの投げ込み等がされてしまう可能性もある
- ・河川付近で地下水位が高いため施工が難しい
工事費も増額の可能性有

検討会での解消策案の選定

● 解消策から除外した理由

■ 覆蓋化案



<理由>

- ・覆蓋部が5mの高さがあるため、圧迫感がある
- ・上部を緑化できる等のメリットもあるが、公園側になだらかな坂にして遊べる場を造る等も高低差があるため厳しい。インクルーシブな公園とは言い難い
- ・横断歩道部分だけ覆蓋の隙間を空けるだけでは、公園が良くなっているとは言えない

■ スロープ案



<理由>

- ・通行が不可になる道路が発生する
- ・住宅に近接した場所で、ごみ収集車が往復すると振動など様々な影響を受ける(下田地区)

(4) 解消策案の2案について

検討会の中で選定した2案についての詳細を下記に記載する。

① 搬入路の北側への集約立体化案

20号バイパス北側のごみ搬入路に南側搬入路も集約し、道路を立体化して下部及び南側搬入路を公園として活用する案。北側の搬入路部分を北川原公園から除外する都市計画変更が必要になる。また、搬入路を集約するため国分寺市・小金井市（搬入）及び日野市（搬出）の収集車の通行ルートを変更する必要がある。現時点で検討会からは下記4ルートが案として挙げられている。

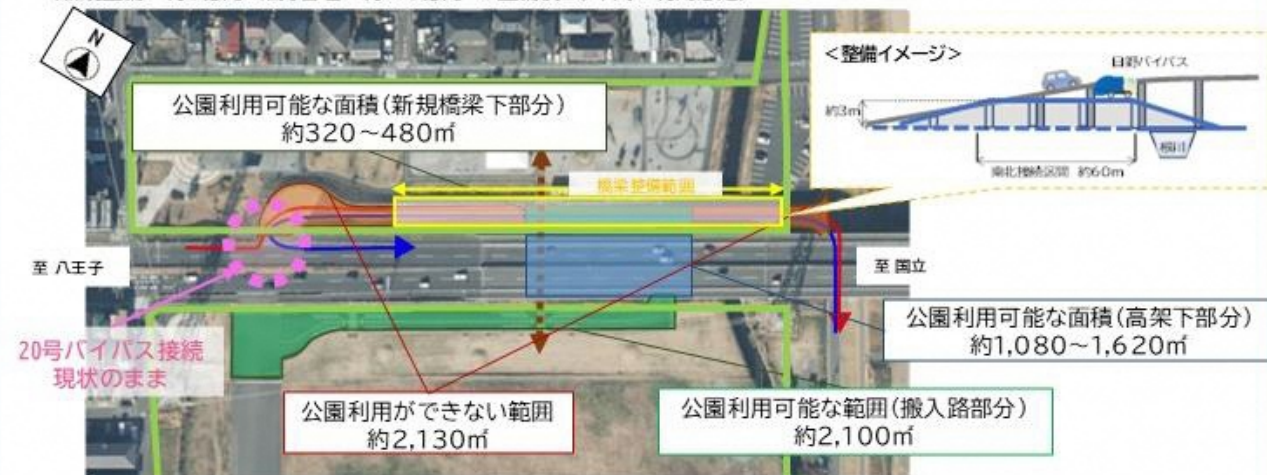
ごみ搬入路違法性解消案① 搬入路の北側への集約立体化案

20号バイパス北側ごみ搬入路に南側搬入路も集約し、道路を立体化して下部および南側搬入路を公園として活用する案です
 ※北側の搬入路部分を北川原公園から除外する都市計画変更が必要

【特徴】

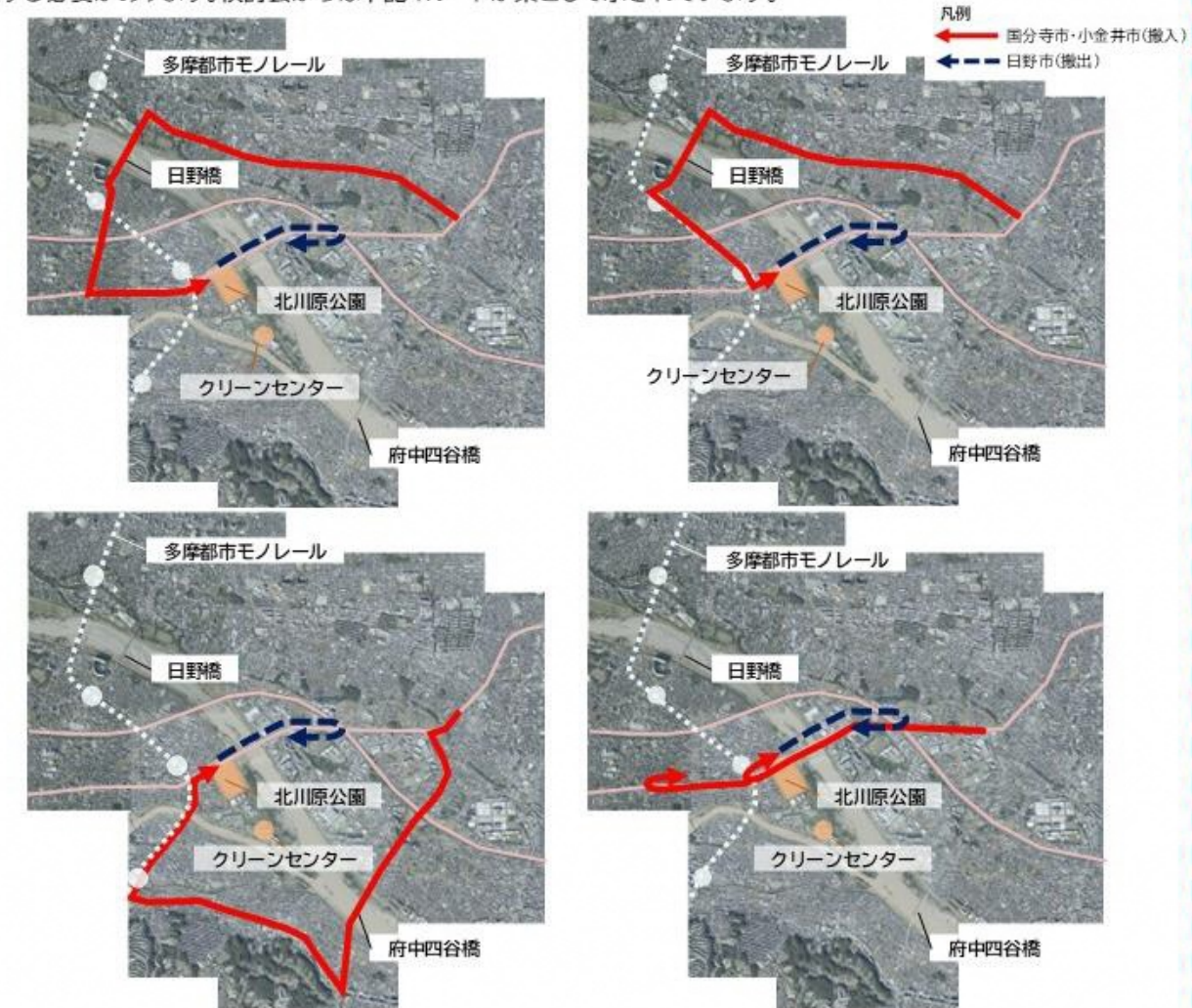
- ・新規の施設整備費用が必要(約6億円)
- ・公園利用ができる面積が増加(下図の緑・青・水色部分)
- ・車両と歩行者動線の分離ができ、安全性が高まる
- ・公園の南北の自由な往来が可能
- ・交通誘導員の設置箇所の減少が可能
- ・日野市の所有地のみで解消策の実施が可能
- ・国分寺市、小金井市の収集車の通行ルートの変更が必要
- ・新規築造と維持管理(橋の点検、交通誘導員など)に約10.6億円必要と想定
 (新規整備…約6億円 維持管理…約4.6億円 ※整備後20年間の利用想定)

整備した施設は、可燃ごみ処理場移転後も
資源ごみ回収のための通路としての利用を想定



搬入路を北側へ集約

現在、南北両方の公園にごみ収集車の搬入口を設けている状況ですが、① 搬入路の北側への集約立体化案の場合は北川原公園側にすべて集約するため、国分寺市・小金井市(搬入)および日野市(搬出)の収集車の通行ルートを変更する必要があります。検討会からは下記4ルートが案として示されています。



ルート変更については、現状で国分寺市・小金井市の搬入ルートを一定期間試験的に変更する社会実験を行い、周辺地域に対しどのような影響があるかなどを把握し、市から検討会へ報告する予定です。

② 現状の南北搬入路の残置活用案

現状の搬入路をそのまま活用する案。南北両側の搬入路部分を北川原公園から除外する都市計画変更が必要になる。



③ 都市計画変更について

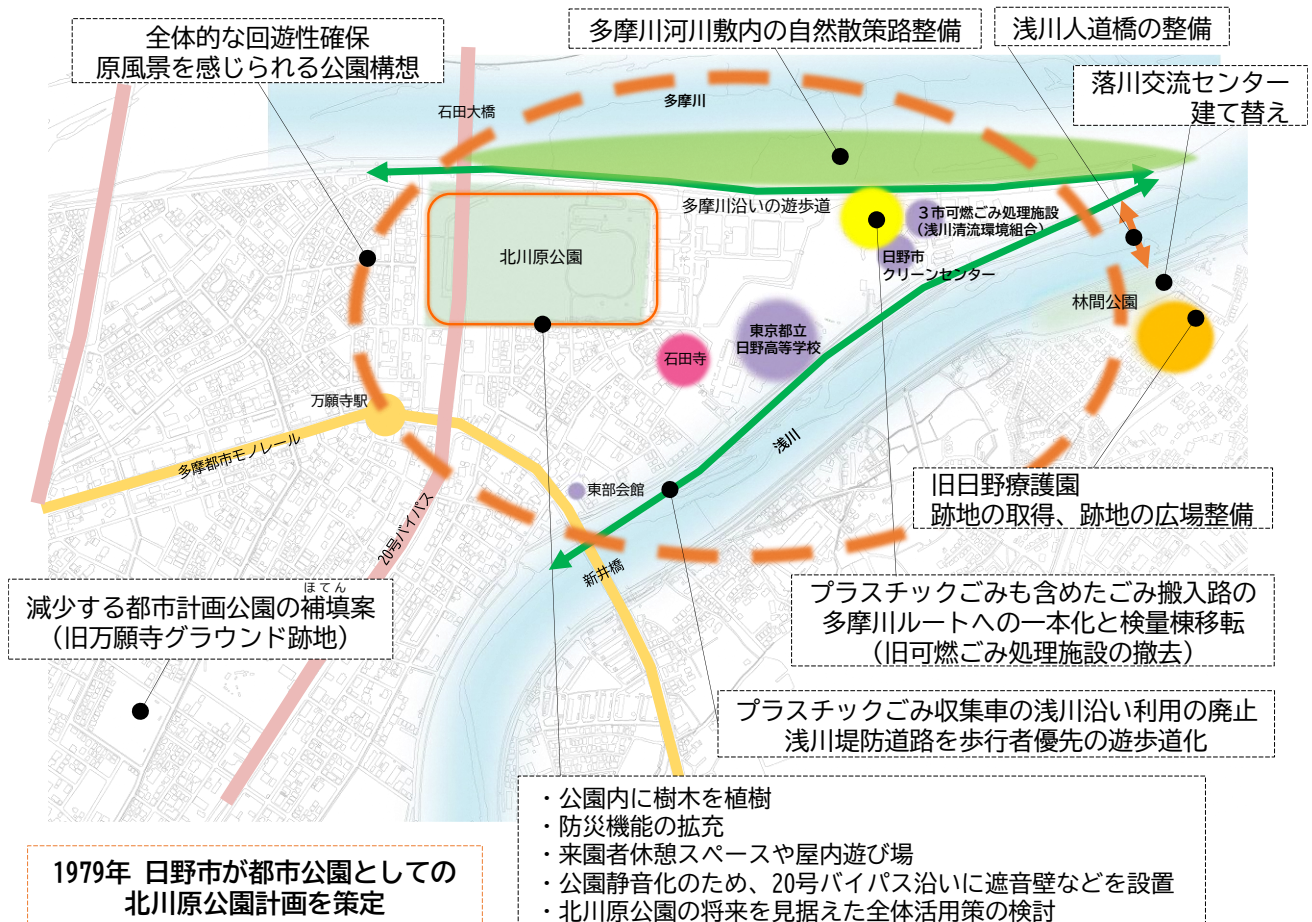
①②どちらの案を選んだ場合でも、当面は南北両方の搬入路を使用する必要がある。そのため、南北の搬入路部分を都市計画公園区域から外す都市計画変更を実施する予定としている。その後、①の解消策を選定した場合は、新規の施設整備が完了した後に再度都市計画変更を行い、南側の搬入路部分を都市計画公園に戻す予定としている。

都市計画公園の面積減少に対する補填策として、北川原公園に近い旧万願寺グラウンド跡地などについて都市計画公園に指定追加することを検討している。

④ 周辺環境整備について

検討会では、クリーンセンター周辺地域の環境改善に関する提案も議論している。提案があった内容は下記に示すとおりである。

<検討会から提案された個別のアイデア>



(5) 周辺地域との意見交換会について

第1回～7回までの検討会での議論を踏まえ、解消策案の2案について一度周辺地域の方にご意見を伺う機会を作る必要があるとの考えに至り、検討会と周辺地域の皆様と意見交換を行った。①②のどちらの案にも賛成・反対のご意見をいただいた。また周辺環境に関する議論についても前向きなご意見を多くいただいた。

意見交換会 実施概要

【開催日時】

令和6年7月13日（土） 10:00～12:00

【開催場所】

東部会館 3階ホール

【参加者】 合計 39名

周辺地域 20名

傍聴 19名



【内容】

検討会での議論内容を説明後、出席者と意見交換

意見交換会での質問・意見

● 意見の内訳(事前・事後にいただいた意見も含む)

- ・ ① 搬入路の北側への集約立体化案について 13件
- ・ ② 現状の南北搬入路の残置活用案について 7件
- ・ 周辺環境改善について 9件
- ・ その他※ 6件

※その他の意見・質問

- ・ 周辺地域をどう考えているのか明らかにしてほしい。
- ・ 都の太陽光パネル事業は、周辺の自治会のみ相談しているのか
- ・ 威圧的な質問はある程度止めるなりしてほしい。取組は評価し応援している。
- ・ 合意によって進める姿勢が良く表れた運営に感謝する。
- ・ 20号バイパスの脇の道路が、渋滞回避の抜け道になっていて危険
- ・ 整備期間中のごみ搬入路はどうするのか？

(6) 検討会からの中間報告について

周辺地域との意見交換会及び第8回検討会を踏まえ、今までの議論をまとめた検討会からの中間報告を受けた。中間報告の内容は、次ページ以降に示す。

①の搬入路の北側への集約立体化案については、収集車のルートを変更することへの強い不満、反対が示されている。そのため、小金井市・国分寺市の搬入ルートを一定期間試験的に変更する社会実験を行い、実験結果を検討会に報告するように求められている。

令和6年8月15日

日野市長 大坪 冬彦 殿

日野市北川原公園

ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会

会 長 伊 藤 雅 春

日野市北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた方策等について（中間報告）

令和5年10月に発足した当検討会において、周辺地域の皆様のご協力も仰ぎながら北川原公園のごみ搬入路の違法状態の解消策やその方法、周辺環境について、検討や議論を行ってまいりました。

この度、違法状態解消策及び全市的な合意形成の方法、北川原公園及びクリーンセンター周辺環境整備のあり方の検討状況について、中間報告いたします。

1 違法状態解消の方策について

現時点で下記2案を選定した。

（1）搬入路の北側への集約立体化案 （2）現状の南北搬入路の残置活用案

※（1）は、日野市・小金井市・国分寺市の収集ルートの変更が必要（詳細は別紙1参照）

検討会では、（1）案を採用すべきという意見が多数であり、周辺地域の住民からも北川原公園の改善が図れる点に関しては一定の理解を得ている。

ただし、周辺地域の自治会代表からは（2）案を強く推奨しており、検討会内でも（2）案を採用すべき意見もあった。その理由として北川原公園の出入口を集約するために国分寺市、小金井市の収集車の搬入ルートを変更することへの強い不満、反対が示されている。

このため、現状で2市の搬入ルートを一定期間試験的に変更する社会実験を行い、周辺地域に對しどのような影響があるか等の実験結果を検討会に報告いただきたい。

2 全市的な合意形成について

検討会では、周辺地域との意見交換会を開催し、周辺住民等の意見を確認したうえ中間報告をまとめている。今後は、この中間報告を受けた日野市において、市域全体を対象とした合意形成を図り、その結果を検討会に報告いただきたい。また、具体的な合意形成の方法は、無作為抽出による市民会議方式を提案する。なお、市による合意形成の結果を受け、再度検討会で方策を最終選考し市へ報告する。（詳細は別紙2参照）

3 北川原公園及びクリーンセンター周辺環境の整備のあり方について

北川原公園の歴史的背景を踏まえると、当該公園も含めたクリーンセンター周辺地域については、単にごみ搬入路の違法性解消にとどまることなく、多摩川・浅川沿いの自然環境を活かした水と緑の一体的な環境整備が必要であるとの結論に至った。このため、今後継続的に議論する場を新たに設け、クリーンセンター周辺地域の環境整備構想等としてまとめ、計画的に環境整備に取り組むこと。（詳細は別紙3参照）

■ 違法状態解消の方策について

※両案の費用負担については、ごみ搬入路の占用面積が公園面積を削減し、市民が公園を使用する価値を下げることを費用として勘案される必要があります

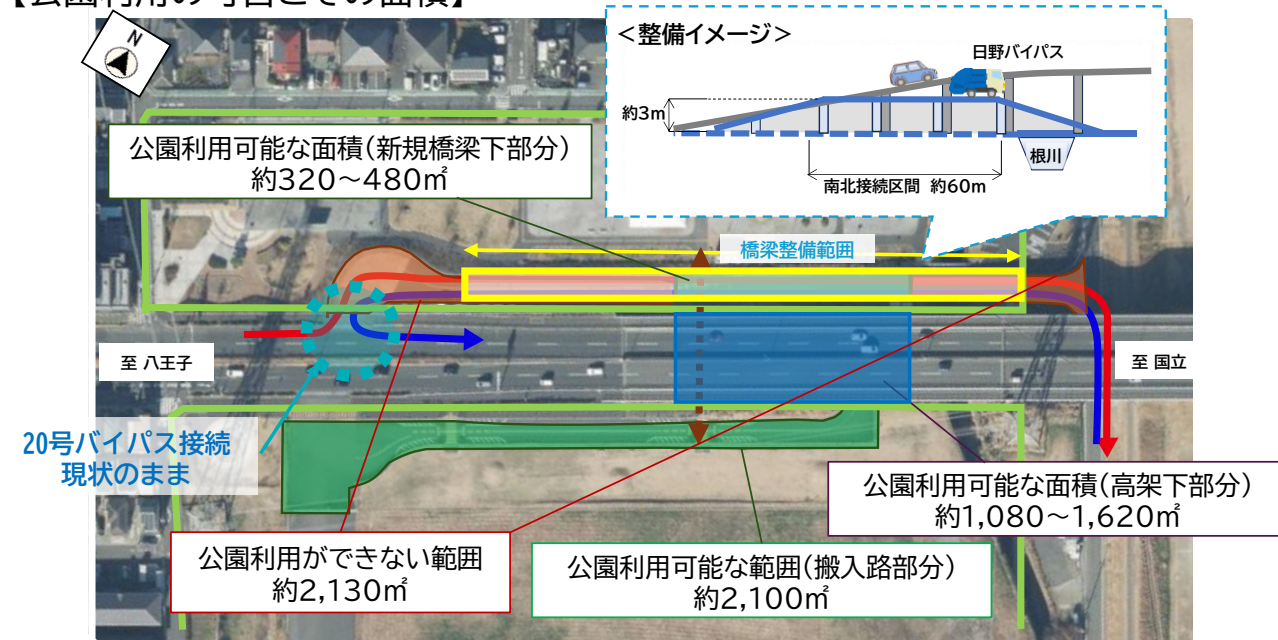
ごみ搬入路違法性解消の方策① 搬入路の北側への集約立体化案

20号バイパス北側ごみ搬入路に南側搬入路も集約し、道路を立体化して下部を公園として活用する案です。(※北側の搬入路部分の都市計画変更が必要)

【特徴】

- ・新規の施設整備費用が必要(約6億円)
- ・公園利用ができる面積が増加する(下記 図の緑・青・水色部分)
- ・車両と歩行者動線の分離ができ、安全性が増す
- ・公園の南北の自由な往来が可能となる
- ・交通誘導員の設置箇所の減少が可能
- ・日野市の所有地のみで解消策の実施が可能
- ・小金井市、国分寺市の収集車の通行ルートの変更が必要
- ・新規築造と維持管理※に約10.6億円必要と想定(※ 橋の点検、交通誘導員等)
(新規整備:約6億円 維持管理:約4.6億円 ※整備後20年間の利用想定)

【公園利用の可否とその面積】



搬入ルート(イメージ)



搬入路を北側へ集約

現在、南北両方の公園にごみ収集車の搬入口を設けている状況ですが、北川原公園側にすべて集約し、小金井市・国分寺市の収集車のルートを変更する必要があります。検討会で提案されたルート案は下記の通りです。

- (1) 日野橋ルート
- (2) 府中四谷橋ルート
- (3) 日野万願寺駅前交差点でUターンするルート
- (4) 日野税務署西交差点(農協 みなみの恵前)でUターンするルート

ごみ搬入路違法性解消の方策② 現状の南北搬入路の残置活用案

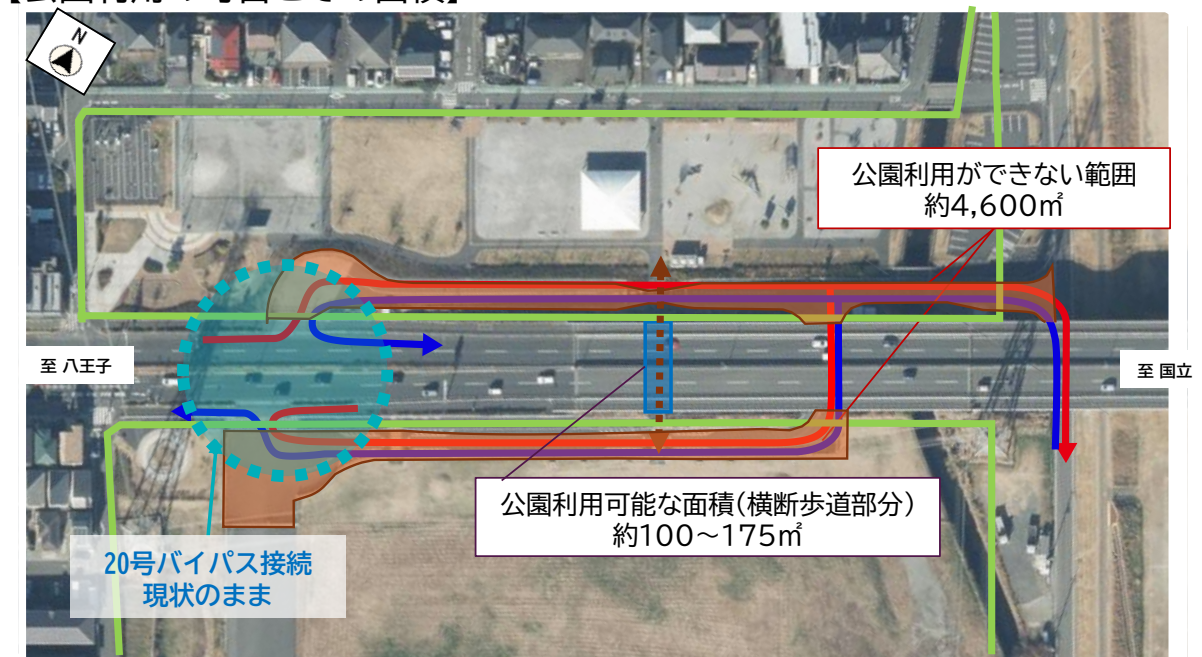
現状の搬入路をそのまま活用する案です。
(※南北両側の搬入路部分の都市計画変更が必要)

【特徴】

- ・新規の施設整備費用が不要
- ・公園利用可能面積が縮小する
- ・車両と歩行者動線が交差する
- ・公園の南北の往来が交通誘導員によるものになり、制約が生じている
- ・交通誘導員の配置は現状のままである
- ・南側の搬入路は、将来の下水道施設の建設用地部分であり借用の継続が必要
- ・収集車の通行ルートの変更がない
- ・維持管理※に約10.4億円必要と想定(※ 交通誘導員等)
(維持管理:約10.4億円 ※20年間の利用想定)

※公園と広場を分断するごみ搬入路が存在し続けるマイナス面もあります

【公園利用の可否とその面積】



■ 全市的な合意形成の方法について

本検討会は8中学校区で実施した全市説明会からスタートしていることを踏まえ、市長への中間報告後は、日野市主体による全市民の合意形成が必要であると考えます。

●目的

- ①8中学校区での説明会からスタートした検討会の成果の合意と評価を全市民的なものとする
- ②搬入路の違法性解消策と、北川原公園の歴史的背景や今後について、市民討議会方式の『場』で議論することで全市民的なテーマに位置付ける

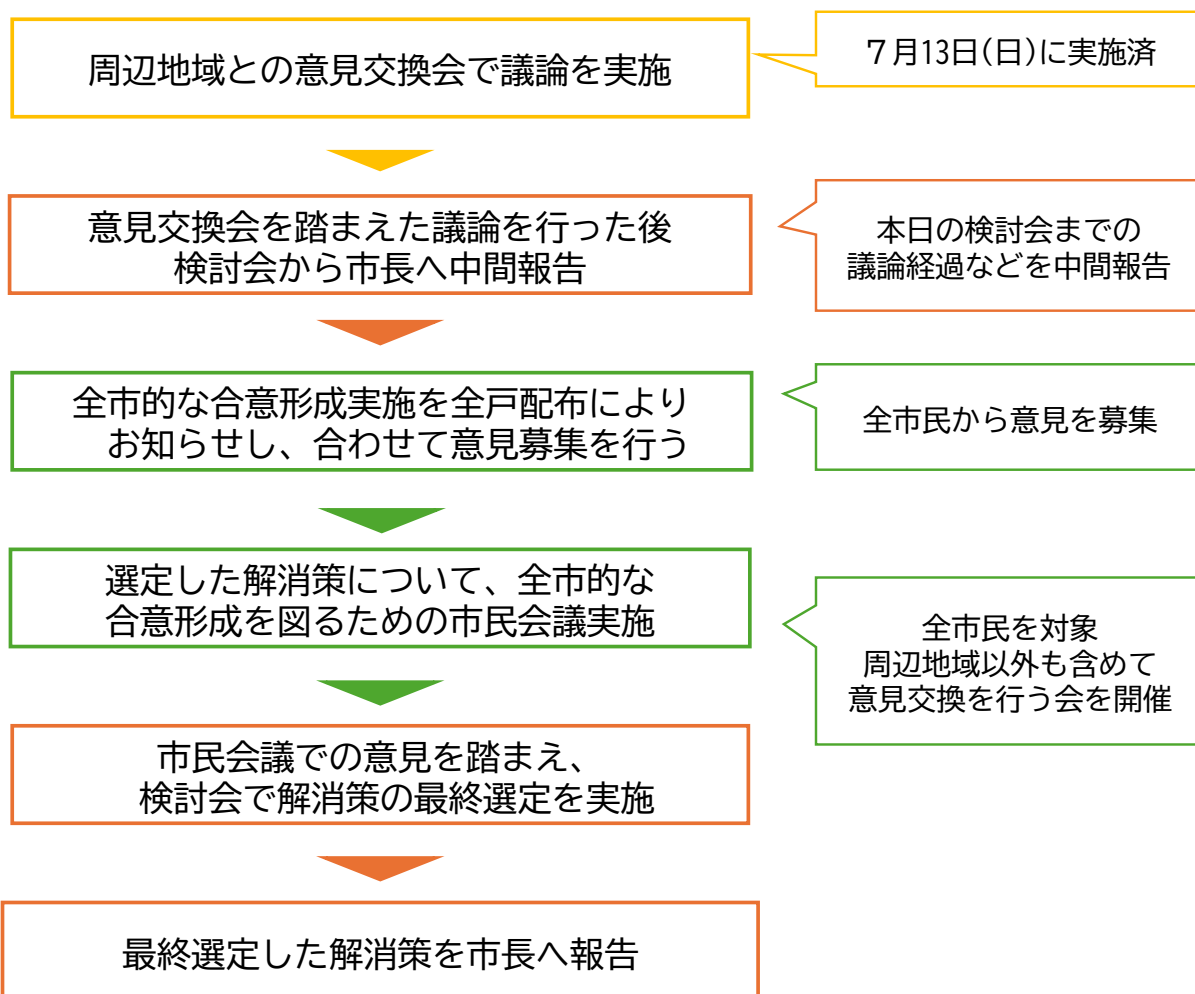
●理由

- ・テーマの性格上、遠くの中学校区では参加者が少なくなることが予想されるため日野市全域を対象とした市民討議会方式の報告会とする

●方法

- ・全市で4,000人無作為に抽出（日野市気候市民会議で同様に実施）
- ・検討会での議論の内容と無作為抽出による全市的な合意形成を実施する旨をお知らせし、合わせて意見募集を実施（※全戸配布予定）

●検討会から市長への報告までのフロー図

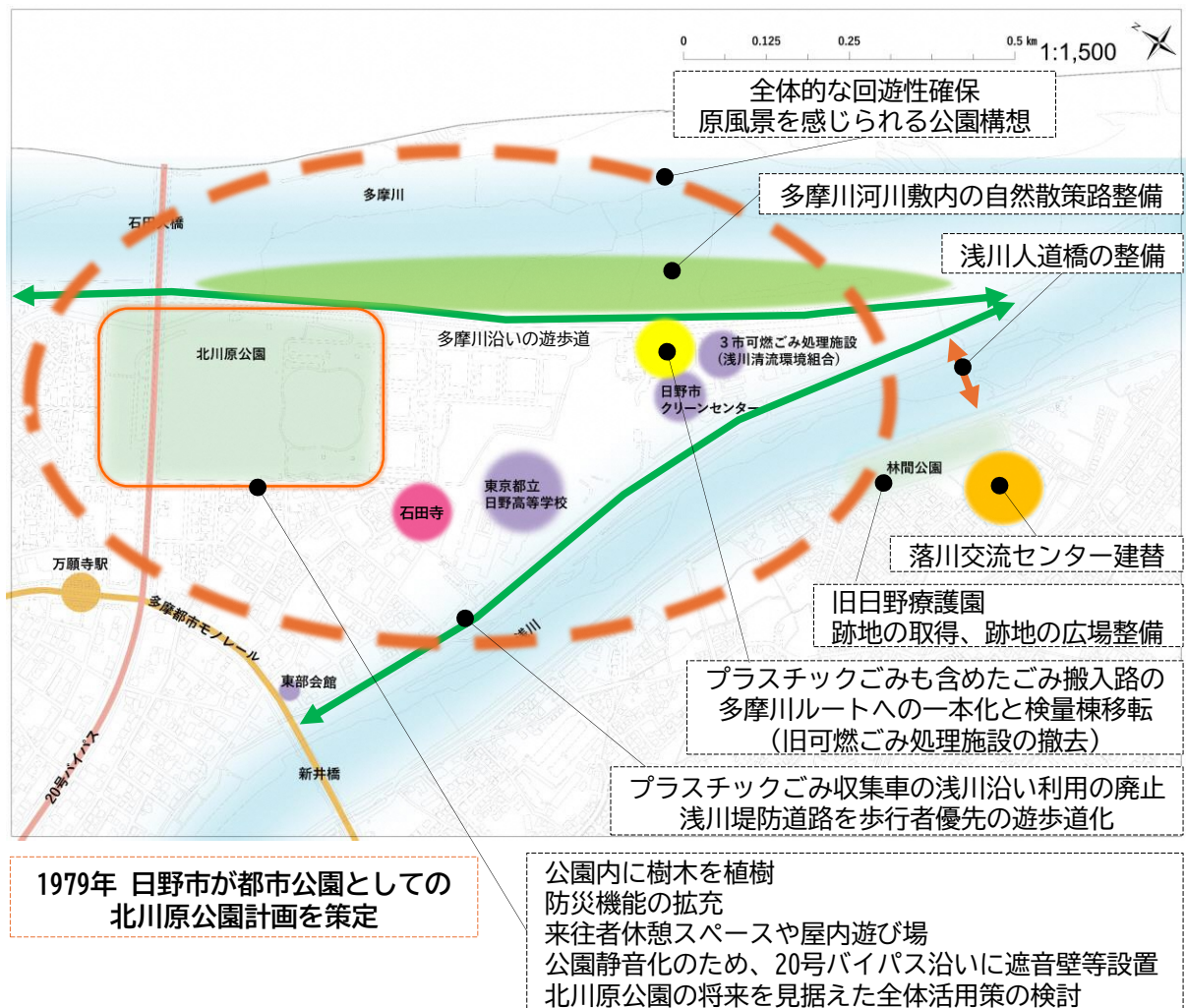


■ 周辺環境改善に向けた取組について

この地域の歴史的背景を踏まえると、単にごみ搬入路の違法性を解消するだけではなく、北川原公園と多摩川・浅川沿いの自然環境を活かした水と緑の一体的な環境整備が必要であるとの思いから、下図の様なクリーンセンター周辺の環境改善に資する提案をまとめました。

この提案をもとに、今後継続的に議論を行う場を新規に設け、クリーンセンター周辺地域の環境整備構想をまとめたうえで、計画的に整備に取り組むべきと考えます。

<周辺環境改善に資する個別のアイデア>



(7) 社会実験について

検討会からの中間報告を踏まえ、国分寺市・小金井市の搬入ルートの変更を一定期間実施し、その影響について調査することとした。

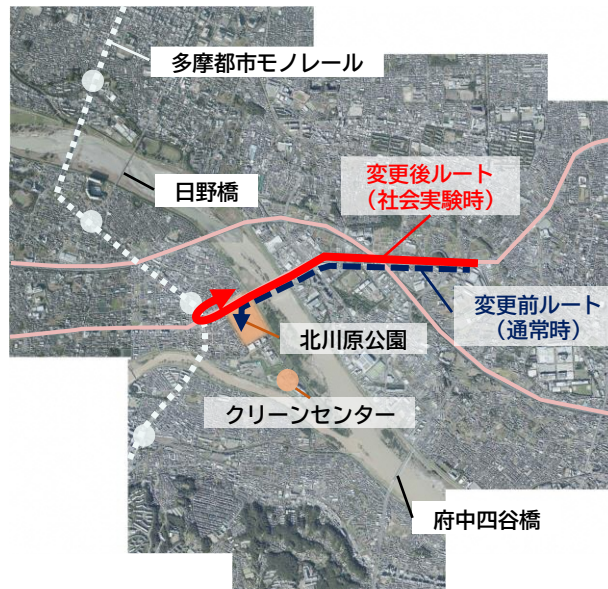
調査概要は以下の通りである。

調 査 目 的：北川原公園内ごみ搬入路における北側集約化に伴うルート変更の影響の把握する

対 象 車：国分寺市及び小金井市から浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設に搬入する積載量 3t 以下のすべてのごみ収集車両

実 施 期 間：令和 6 年 10 月 21 日（月）～令和 6 年 10 月 25 日（金）の 5 日間

変更ルート：下図の通り



【問い合わせ先】

日野市役所 環境共生部 北川原公園ごみ搬入路調整担当(緑と清流課内)

住 所:〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1

TEL:042-514-8307(直通)/ FAX:042-581-2516

メール:kouen@city.hino.lg.jp